

山梨県災害廃棄物処理計画（令和6年5月 改定）

1. 目的

- 災害時に発生する災害廃棄物処理における県・市町村による基本的な対応を定め、今後起こりうる大規模な災害に備えることを目的とする。

2. 改定の経緯等

- 国は、東日本大震災等の経緯を踏まえ、平成26年3月に定めた災害廃棄物対策指針等において、県・市町村に計画の策定を促し、本県は、平成29年4月に「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定した。

※ 国は、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づく国の基本的な方針（平成28年1月）にて、「県及び市町村は災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。」と明記。

- その後、国の指針等が見直されたことから、県は令和3年3月に山梨県災害廃棄物処理計画を初めて改定し、発生頻度の高い水害対応の記載を充実させ、また、近年の災害の発生状況を踏まえ、時系列の対応区分の変更や、被災後の処理（公費解体等）の記載の充実等を行った。

- 今般、県及び市町村等は、令和5年3月に災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定を締結し、相互支援体制を構築したこと、国の指針（資料編）が令和5年4月に改定されたこと、令和6年3月に山梨県地域防災計画の改定等により、地震別の被害棟数が更新されたこと等を踏まえ、より実効性のある計画として山梨県災害廃棄物処理計画を改定するものである。

3. 今回の改定のポイント

①災害廃棄物等の処理に関する相互支援

- ・ 令和5年3月に県及び市町村等は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定を締結。災害により区域内の災害廃棄物等の適正処理が困難になった市町村等に対し、県及びその他の市町村等が円滑な処理を確保するために相互支援を行う。

②市町村における仮置場の必要面積算定等に係る情報の更新

- ・ 令和5年4月に国の指針（資料編）が改定され、「災害廃棄物発生量の推計式」が最新の知見等を踏まえて更新されたことに伴い、従前の推計式を更新。
- ・ 令和5年5月に公表された山梨県地震被害想定調査の結果や令和6年3月に改定された山梨県地域防災計画を踏まえ、資料編の地震別の災害廃棄物発生量等を更新。

③その他

- ・ 本県が令和6年の能登半島地震において、人材バンク制度による被災地派遣で得られた経験を踏まえ、次の事項の記載を充実化。（災害廃棄物発生量の推計に活用できる情報、仮置場の管理・運営）

4. 時系列ごとの県及び市町村等の行動内容

- 災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物処理法の規定により一般廃棄物は市町村が処理責任を有しているため、市町村が処理の主体となることが基本となる。
 - 災害により、区域内の災害廃棄物等の適正処理が困難な場合は、県及びその他の市町村等は円滑な処理を確保するために相互支援を行う。
 - 県は、広域支援体制の確立を図るとともに、市町村が実施する災害廃棄物処理に対して必要な助言・支援を行う。
 - 災害廃棄物処理における県及び市町村等の行動内容は、次の図のとおりとなる。
- ※ 主な改定点の下線部は、前項改定のポイント①～③に基づき、改定を行った部分を色分けして示している。

